

## 千葉県ナイトタイムエコノミー推進審議会運営要綱

### (設置)

第1条 この要綱は、千葉県ナイトタイムエコノミー推進審議会設置条例（平成31年千葉県条例第18号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

### (委員)

第2条 条例第3条第2項に規定する委員は、次のとおりとする。

- (1) 学識経験者 大学において、経済活動又は文化活動に係る分野を専攻する教職にある者をいう。
- (2) ナイトタイムエコノミーに関する知見を有する者 調査・計画事業を行う者で、市内の経済動向に知見を有する者及び広告・催事事業を行う者で、集客事業の実績を有する者をいう。
- (3) 関係団体又は事業者を代表する者 公益社団法人千葉県観光協会の職員をいう。
- (4) その他市長が適当と認める者 公募又はその他の方法により選任する者をいう。

### (委員の除斥)

第3条 委員は、自己又は自己と密接な関係のある者に直接の利害関係を有する場合においては、その審議に加わることができない。

### (WEB会議等)

第4条 会長は、WEB会議（インターネット上のサービス等を活用した遠隔会議をいう。）及び電話会議（電話を使った遠隔会議をいう。）の手法によって会議を開くことができる。

### (書面会議)

第5条 会長は、次の各号をすべて満たすものに限り、書面によって委員の意見を徴し、又は賛否を問い、その結果をもって会議の議決に代えることができる。

- (1) 議事の内容が、千葉県が推進するナイトタイムエコノミーに係る施策の根幹に関わるような重要なものでないこと。
- (2) 書面による審議とすることについて、事前に委員の承認を得ていること。
- (3) 書面により議事の内容が明確に理解できること。
- (4) 緊急に議決を必要とする事項であること。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、経済農政局経済部経済企画課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年6月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年7月28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年3月16日から施行する。